

教育実習の申し込みについて

教育実習を本校で希望する者は、以下の説明をよく読み、手続きを完了してください。

1 教育実習実施の条件

本校での教育実習は以下の条件を満たす場合とします。

- ・原則として本校の卒業生とする。
(ただし、学校長が特別に許可した者については教育実習を認める。)
- ・所属大学で教職課程を履修し教育実習実施予定の年度中に所定の単位修得ができ、かつ卒業可能または既に卒業し単位修得が終了している者。
- ・所属大学で専攻している内容と関連のある科目で実習が可能な者。
- ・本校の定める実習期間に実習が可能な者。

岐阜県公立学校教員採用第1次選考試験の実施日を考慮した日程で2週間（必要に応じて3週間）行う。

(参考) 令和6年度教育実習実施期間 5月13日～5月24日（～5月31日）

- ・本校の定める「実習上の注意」を遵守できる者。
- ・生活態度や身だしなみを含む行動一般において教師としての自覚のもとに行動できる者。
- ・政治的・宗教的言動において中立を守れる者。

2 手続きの流れ

以下の手続きの流れに従って申し込みをしてください

I. 仮登録

- ・教育実習を実施する前年度の4月20日～7月20日の平日に電話で申し込むこと。
時間は8時30分～16時40分とする。

II. 本登録の予約と本登録の手続き

- ・教育実習を実施する前年度の7月1日から9月30日までのうち指定日時に来校し手続きをすること。

- ・本登録の際の持ち物

①黒ペン

②事務用封筒（12cm×23cmの長3封筒）

所属大学の「所在地」「郵便番号」「大学名」「(大学の教育実習担当課名) 御中」を丁寧に記入し封筒の中に84円切手を1枚入れてくること

③所属大学から渡された本校宛の教育実習に関する書類すべて

III. 大学への仮承認書の発送

- ・多くの大学では所属大学から本校宛に「教育実習の仮承認書」が教育実習の希望者を通して提出されます。これを本校から発送します。
- ・発送は、上記本登録終了後に教務部の教育実習係がおこないます。実習生は必要ありません。

IV. 教育委員会への報告（12月頃おこなう）

- ・教育実習希望者の本登録が終了した段階で、本校が教育委員会に報告し承認をもらいます。実習生および大学は報告する必要はありません。

V. 大学への「教育実習受け入れ承認書」の発送（3月末までにおこなう）

- ・教育委員会の承認が得られた人数及び教育実習希望者のみ「教育実習受け入れ承認書」を本校から各大学に発送します。
- ・発送には、上記のⅡ.②の封筒を使用します。

3 手続きの注意事項

- ・本登録は面接も兼ねているので教育実習時と同じ端正な服装と頭髪で来校すること。
- ・本校で受け入れ可能な教育実習生の数には限りがあるので、実習が認められない場合もある。よって、実習が不承認となった場合について大学の教育実習担当課と打ち合わせをしておくこと。
- ・登録後に変更事項が発生した場合は、直ちに本校教務部まで連絡をすること。

【問い合わせ・申し込み先】

岐阜県立東濃実業高等学校 教務部

（電話） 0574-67-0504